

## 4 研修に関する基本協定書

沖縄県知事 大田昌秀（以下「甲」という。）と沖縄県市長会会長 親泊康晴（以下「乙」という。）及び沖縄県町村会会長 比嘉茂政（以下「丙」という。）は、市町村職員の研修が沖縄県自治研修所（以下「研修所」という。）を利用して実施されることから、那覇市西3丁目11番1号に建設する研修所の庁舎の建設費、研修の実施に要する費用及び要員派遣等について次のとおり協定する。

（建設費）

第1条 乙及び丙は、研修所建設に要する費用について応分の負担をするものとし、詳細については別途協議する。

（建物の所有権）

第2条 研修所は、甲の所有地（那覇市西3丁目11番1号）に建設し、建設に係る事務は甲が行い、建設後の所有権は甲に帰属するものとする。

（研修の実施）

第3条 市町村職員の研修計画及びその実施に関する基本的事項については、別途協議する。

（研修の実施に要する費用）

第4条 乙及び丙は、研修の実施に要する費用について応分の負担をするものとし、詳細については別途協議する。

（要員派遣）

第5条 乙及び丙や、市町村職員研修の実施のための要員として職員を派遣するものとし、詳細については、別途協議する。

（その他の事項）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義については、甲、乙、丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3部作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成6年11月25日

甲	沖縄県知事	大田 昌秀
乙	沖縄県市長会長	親泊 康晴
丙	沖縄県町村会会長	比嘉 茂政